

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	特定行為研修助成事業		
補助事業の目的	医師があらかじめ作成した手順書に基づく診療の補助行為である特定行為を行う看護師を確保するため、特定行為研修の受講を推進する。		
補助事業の 対象となる者	県内の医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者		
補助事業の 対象となる経費	補助事業者が県内の自施設職員に特定行為研修等を受講させるために全額負担した経費（受講料、実習費）のうち、次の要件を満たすもの。 (1) 特定行為研修又は認定看護師教育課程（B課程）であって、在宅・慢性期分野もしくは感染症対策分野にかかるものとして知事が認める研修に対する経費であること。 (2) 申請年度の末日までに特定行為研修等を修了する受講者にかかる経費であること。（研修期間が複数年度に渡る場合は申請年度以前に負担した経費を含む。） (3) 本事業以外の補助制度等を使用し、収入を得ていない研修にかかる経費であること。		
補 助 率	2 分の 1 以内		
補 助 金 の 額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。 <table border="1" data-bbox="544 1852 1171 1944"> <tr> <td>基準額</td><td>受講者 1 人あたり 8 0 0 千円</td></tr> </table>	基準額	受講者 1 人あたり 8 0 0 千円
基準額	受講者 1 人あたり 8 0 0 千円		
適用除外する条項	—		

そ の 他	補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。 1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。 2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
-------	---

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 所要額調書(様式1)、所要額内訳(様式1-2)、所要額内訳明細書(様式1-3)、 事業計画書(様式2) ※様式1-3は複数の研修がパッケージ化されており、シラバス・実施要項等に 経費内訳の記載がない場合等、対象経費を時間按分により算出する場合に提出
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更とする。
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項	(報告事項等) 必要あるときは別途通知する。
第11条	(添付書類) 所要額精算書(様式3)、所要額内訳(様式3-2)、所要額内訳明細書(様式3-3)、 実績報告書(様式4) ※様式1-3は複数の研修がパッケージ化されており、シラバス・実施要項等に 経費内訳の記載がない場合等、対象経費を時間按分により算出する場合に提出
	(指定期日) 事業完了後30日以内(第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該 承認を受けた日から30日以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月 11日厚生労働省告示第384号)に基づくものとする。ただし、単価30万円以上とする。